

令和3年度 下諏訪町総合教育会議 会議録

- 1 日 時 令和4年2月9日（水）午後3時00分～午後5時05分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター2階 集会室
- 3 出席者 宮坂徹町長、松崎泉教育長、河西雄一教育長職務代理者、  
藤澤美樹教育委員、林吉広教育委員、網野美秀教育委員
- 4 事務局（説明員）  
檜尾光洋教育こども課長、岩波洋生涯学習係長、田中慎太郎健康スポーツ係長  
小池裕太主任
- 5 議事 下記次第のとおり
- 6 傍聴人 3人

令和3年度 下諏訪町総合教育会議 次第

日時 令和4年2月9日（水）午後3時00分～  
場所 下諏訪総合文化センター2階 集会室

- 1 開会
- 2 町長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 議題
  - (1) 小中学校ICT機器の整備及び活用状況と今後の見通しについて
  - (2) 健康サポーター（仮称）制度の導入について
  - (3) 成人年齢引き下げに伴う成人式のあり方について
  - (4) その他
- 5 閉会

## 【会議録】

### 1 開 会

(樫尾課長)

定刻となりましたので、これより、令和3年度下諏訪町総合教育会議を開会いたします。

本日の会議は町長が招集し、公開が原則となっておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでははじめに教育委員の皆様より、自己紹介をお願いいたします。

(教育委員 自己紹介)

ありがとうございました。つづきまして、宮坂町長からごあいさつをお願いいたします。

### 2 町長あいさつ

(宮坂町長)

会議にあたり、ご挨拶申し上げます。

教育委員の皆様には、日頃より、町の教育行政につきましてご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、この総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、相互に連携して教育行政を推進していくため、全ての地方公共団体に設置されているものでございます。

下諏訪町でも、この法律が施行された平成27年に、下諏訪町総合教育会議の設置や教育大綱の策定の基本的な考えを定め、毎年、教育委員の皆様と教育全般にわたりさまざまな協議をさせていただいてきております。

本日の会議では、教育環境の整備、健康づくりに関する新たな制度及び成人式のあり方等について、町としての考え方や方向性などをご説明させていただくなかで、お互いの情報共有を図るとともに、教育委員としての皆様のお立場で、教育に対する思いや、日々の活動で積み重ねてこられたことをもとに、忌憚のないご意見をいただければと思います。

限られた時間ではありますが、よろしくをお願いいたします。

(樫尾課長)

ありがとうございました。続きまして、松崎教育長から、ごあいさつ申し上げます。

### 3 教育長あいさつ

(松崎教育長)

本日は、総合教育会議にお集まりいただきましてありがとうございます。

当町においても、懸念されていた新型コロナウイルスのオミクロン株による第6波の影響を受けております。感染経路が不明な場合が多く感染力が強いものではありますが、保健所や学校医の先生方の指導を受け、学級閉鎖や休業の措置をとって、感染の拡大を防ぐことを目指してまいりました。皆様のご尽力もあり、2月7日には、4校の全学級について通常授業が展開されており、このまま展開できることを心から願っております。

本日の議題にも健康サポーター制度、成人式のあり方とともにありますが、現在、学校においてはオンライン学習の環境が整い実践できています。ICT教育の充実も含め、今後の教育環境等についてますます充実していくことを願っております。

(樫尾課長)

ありがとうございました。それではお手元の次第に沿いまして、議題に入ります。ここからの進行は、宮坂町長をお願いいたします。

### 4 協議事項

(宮坂町長)

それでは、これより進行を務めますのでよろしく申し上げます。次第にあるとおり、今回の総合教育会議は3つの議題について、協議を進めてまいります。

#### (1) 小中学校 ICT 機器の整備及び活用状況と今後の見通しについて

(宮坂町長)

それでは、議題(1)「小中学校 ICT 機器の整備及び活用状況と今後の見通しについて」、事務局から説明をお願いします。

(小池主任)

それでは、「小中学校 ICT 機器の整備及び活用状況と今後の見通し」について、まずこれまでの整備状況をご説明いたします。

まず、文部科学省では学習指導要領の改訂を見据え、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画(2018～2022 年度)」を策定しており、資料 1、4 枚目の下段にあるような目標水準、例えば、学習者用コンピューターは 3 クラスに 1 クラス分程度、指導者用コンピューターは授業を担当する教師一人 1 台といった水準が示されました。

その後、令和元年 12 月には、児童生徒 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するという、いわゆる「GIGA スクール構想」が示され、教育の ICT 化に向けた環境整備はさらに加速することになりました。

現時点での、国の示す目標と町の状況を資料 2 のロードマップに沿ってご説明いたします。

まず、ハード面のうち上段のネットワークの整備について、国の当初の 5 年計画では令和 4 年度までに超高速インターネット及び無線 LAN を 100%整備することになっていましたが、GIGA スクール構想によりこれが前倒しされ、令和 2 年度までには校内ネットワーク(高速回線、無線 LAN、充電保管庫)の整備を進めることになりました。当町においても、令和 2 年度中にこの整備を行い、ほぼ全ての普通教室で無線 LAN が使用できるようになっています。

また、学校からインターネットは、諏訪 6 市町村で共同利用している諏訪地域教育用ネットワークというエルシーブイ株式会社のデータセンターを経由していますが、GIGA スクール構想によって 6 市町村の通信量が急激に増えたため、今年度エルシーブイからインターネットの間の回線を増強しました。

なお、当町の学校からエルシーブイの間の回線につきましても、令和 4 年度に 100Mbps から 1Gbps に増速予定です。

次に、中段の学習者用端末ですが、国の 5 年計画では令和 4 年度末までに 3 クラスに 1 クラス分程度学習者用端末を整備することになっていましたが、GIGA スクール構想により前倒しされ、令和 2 年度中に全児童生徒に 1 人 1 台の端末を整備することとなりました。

当町では、令和元年度に教職員用の校務端末、PC 教室用の端末及び各校に 37 台のタブレットを整備していましたが、この前倒しを受け令和 2 年度に、国の補助金を活用し、全児童生徒の 1 人 1 台タブレットを整備しました。あわせて、経済的な理由でインターネット環境が整備できない家庭へ貸出用のモバイルルーターも 50 台整備しています。

この前倒しの背景には、令和 2 年の春に新型コロナウイルスの影響により全国の小中高校が一斉に臨時休校したことを受け、感染症や災害で臨時休校となった際も ICT 機器を活用し学習が継続できる環境を早急に整備する必要があったことがあります。

実際に、今回の新型コロナ第 6 波において、当町においても学級閉鎖や休校、分散登校などをしましたが、その際にはタブレットを持ち帰り、オンラインで授業等を行っております。

また、日常の授業においても使われる頻度が増えてきています。

次に、下段の大型提示装置と呼ばれる、タブレットの映像を大型の画面に映して情報を共有したり、書き込みをしたりする、いわゆる電子黒板についてですが、こちらは国の 5 年計画では令和

4年度末までに各普通教室1台、特別教室用6台を100%整備することが目標となっています。当町では現時点で、持ち運べるプロジェクターやスクリーンは各校に数台ずつありますが、常設で普通教室に備え付けている電子黒板はありません。

次に、裏面のソフト関係です。まず上段の統合型校務支援システムという、児童生徒の学籍管理や指導要録の作成など、教職員が様々な校務を行う際に使用するシステムですが、国の5か年計画では令和4年度までに100%整備することとなっており、当町では今年度から、長野県が主導している統合型校務支援システムの市町村の共同利用に全校が参加しましたので、100%整備されたこととなります。

次に学習指導について、令和2年度に小学校、今年度は中学校の新学習指導要領が全面実施となり、学習活動において積極的にICTを活用することとなりました。

町としては、今年度は学校教職員を対象に1人1台タブレットの操作研修などを行いました。今後、県、国と連携し、研修会などを計画し、教職員のICT活用能力の底上げが必要と考えております。

次に、中段のデジタル教科書やデジタルドリル等のデジタル教材については、今年度は北小と下中が国のデジタル教科書実証事業に参加しています。学習者用デジタル教科書とは、現在使用している紙の教科書と同様の内容がデジタル化されてコンピューター上で使用するものなのですが、デジタル化されることによって、例えば拡大・縮小、音声読み上げ、動画再生などの機能が使用でき、より分かりやすい学習ができることが期待されています。

次に、下段の学びの保障オンライン学習システム、通称MEXCBT(メクビット)と呼ばれるものですが、こちらは文部科学省が開発しているシステムで、コンピューター上で国や自治体が提供している学習テストが受けられるシステムです。こちらについては、今後、国がさらに全国展開を進めていきますが、当町では今年1月から国の実証事業に参加し、全学校が使えるようになっています。

最後に、ICT教育に係る人材についてです。まず、ICT支援員という、各校におけるICT教育推進を支援する人材について、国の5か年計画では令和4年度までに4校に1人配置する目標となっています。

当町では、これまで常駐のICT支援員は配置しておらず、令和元年度と令和2年度には、すてっぷカサイに業務委託し、学校から要請があった際に支援に向かう形をとりましたが、この時には1人1台タブレットも導入されていない状況で、あまり活用はありませんでした。現在は、教育総務係の担当職員が、要請があった際に対応しています。

また、GIGAスクールサポーターという、GIGAスクールの走り出しを支援する人材としては、今年度エプソン販売株式会社に委託し、トラブル対応や故障時の保守などを行っていただいています。こちらについては、国の交付金は今年度で終了しますが、今後もタブレット、ネットワークの保守は継続していただく予定です。

以上の現状について、毎年行われている「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の令和3年3月1日現在の結果を一部抜粋したものが一枚ものの資料に掲載しています。

現状のご説明については以上です。

(宮坂町長)

私からは令和4年度の主な事業について、説明いたします。A4横版の、右下に「議題1資料2」と記載されています、ロードマップをご覧ください。

1ページ目がハード事業について、2ページ目がソフト事業について、3ページ目が人材についてとなっております。

まず、資料1ページ中段の学習者用端末についてですが、家庭に1人1台タブレットを持ち帰って学習を行うことを本格化するため、持ち帰って家庭で充電するためのACアダプタを購入します。また、資料一番下の大型提示装置(電子黒板)については、令和4年度で下中の普通教室に9台、社中の普通教室に6台、両校の特別支援学級に計5台、小学校には、まずは2台ずつ導入する予算

案を計上しました。残る教室についても、その後の年度で整備を進めていきたいと考えており、児童生徒にとって分かりやすい授業となるよう、大いに活用していただければと考えているところです。

引き続き、事務局より令和4年度以降の見通しや、残された課題についてご説明いたします。

(小池主任)

次に、令和4年度以降の見通しや残された課題についてご説明いたします。資料2のロードマップをご覧ください。

まず、ハードの学習者用端末ですが、現在使用している1人1台タブレットについて5年後くらいには更新が必要となります。文部科学省の方では保護者が端末の費用を負担する形への移行を見据えているようですが、まだあり方を整理している段階のようですので、国の動向を注視したいと思います。

また、令和6年度には校務用PCとPC教室の端末のリースが終了することになっています。校務用PCは更新する予定ですが、PC教室については1人1台タブレットの導入により使用頻度も変わってきていますので、そのあり方を検討していきたいと思います。

ソフト面として、学習者用デジタル教科書については、令和4年度の実証事業に4校とも参加します。資料3をご覧くださいと思いますが、小学校は5・6年、中学校は全学年を対象として、国からデジタル教科書が提供されるもので、当町の小中学校では実技4教科のうち1教科と、中学校では加えて英語が提供される予定です。

また、令和4年度には中学校のプログラミング教育用ソフトの予算を計上しましたが、今後さらに5教科のドリルソフト等のデジタル教材の導入が必要となることが想定されます。どのようなソフトが良いのか、費用の負担は保護者とどのように行うのが良いか等、検討を進めていきたいと思います。

最後に、人材についてですが、今後ICTの活用がますます進む中で、常駐のICT支援員や、ヘルプデスクなどを受託してくれる企業との契約の必要性も高まってくることが予想されます。財政状況等もありますが、児童生徒、また教職員にとってもよりよい学習環境の整備に向け、支援体制を検討していきたいと思います。

説明は以上です。

(宮坂町長)

ただいま説明がありました「小中学校のICT機器の整備等について」、皆様よりご意見をお伺いしたいと思います。

(林委員)

子どもが1人1台端末を持ち帰り、リモート学習を受けさせていただきましたが非常に素晴らしいと感じました。子ども達もなかなか使い難いのかなと思っていましたが使いこなしておりまして、子どもたちは先生の顔を見ながら、先生も子どもたちのことを見ながら普通の授業のようでした。このコロナ禍で普通に授業ができることは、保護者にとっても非常にありがたく思っております。

こういった環境が構築されたことを踏まえ、様々な可能性を感じる中で、下諏訪南小学校、北小学校、下諏訪中学校及び社中学校の4校の交流についてですが、交流は、非常に労力がかかることであり、実施する場合は学校の先生の負担もかなり大きいものだと思います。

しかしながら、このリモート環境が整った今であれば、花田養護学校の子どもたちも含め、各校一緒に勉強をして社会に出て行こうという気持ちを交流により持つことができるのではないかと期待することができます。

是非、各学校が交流できる環境が整えられればと考えます。

(松崎教育長)

現在、北小と花田養護学校については、年3～4回の交流を実施しており、社中や向陽高校にお

いても交流がございます。

また、この5年間大事にしてきましたが、保育園等も含めた町内小中学校、向陽高校及び花田養護学校により昨年11月末に元気なしもすわっこ学びの発表会を開催させていただきました。

全ての学校が集まっている下諏訪の特徴を生かし、どうしたらより多くの交流できるか、コロナ禍ではありますがお互いの学校の良さをみんなで学び合いながら、一緒に考えていきたいと考えます。

(宮坂町長)

環境が整ってきて、次は活用という視点の中で、これを使って海外に行かなくても海外の人たちとのリモート交流等、無限の可能性の広がりがあります。

学校の先生方の教え方も拡大していき、いかに上手く使うかという視点になってくる。

様々な情報がある中で、それをいかに整理、取捨選択していく必要があるが、そういった視点で良いご提案をいただきました。

(河西職務代理)

休校があっても、この環境を使って学習が継続できたことは一つの成果とみることができた。国の指針等に沿って、スピード感をもって整備を進めていただいたことに尽きると思う。

また、普段、授業参観等で子ども達のすがたをみていると、先生及び子ども達も上手に活用している姿が見ることが出来る。しかしながら、この環境を用いた授業を苦手とする子どもにとっても、ついていける授業にしてもらえればと思う。また、様々な情報が取得できる状況のため、情報の取扱いにも注意していく必要があると考えます。

(宮坂町長)

情報の管理、セキュリティの確保は大事になってくると思うので対応していきたい。

(松崎教育長)

日々の対面授業とはまた違った支援が必要となってくると思う。情報の管理については、今後より重要になってくるので担当係として考え方等、何かありますか。

(小池主任)

現在、アクセス制限等は実施しているが、保護者も含め情報モラル教育についても進めていく必要と考えます。

(藤澤委員)

機器が新しい今はいいが、今後の機器の劣化などにより、ネットワークに接続できない等のトラブルへの対応の体制構築していただければと思います。

(宮坂町長)

今後、機器の劣化等、様々な要因でのトラブルの発生が考えられるので、対応を考えていきたい。

(小池主任)

家庭から問い合わせ等ができるヘルプデスクがあることが理想だが、費用面、体制面等課題があります。

(宮坂町長)

リモート授業を円滑に進めていくにはそういった対応が必要。今後の検討課題として考えてまいります。

(網野委員)

デジタル教科書実証事業に参加するということだが、アナログの教科書との併用方法など児童生徒に混乱が生じないように、授業を進めていただきたい。

(松崎教育長)

デジタル教科書により、文字の大きさや読みの速度等有効に活用できる面もあります。どんな使い方がいいのか、先進校の事例等も参考しながら、分かりやすい学びの場へ繋げていきたい。

(宮坂町長)

ありがとうございました。

I C Tを用いた教育というのは、様々な活用の仕方で無限に可能性が広がる。

社会に出てからでもその環境にスムーズに対応ができ、豊かな暮らし、仕事に繋げていけるように、町としてもしっかりと支援し、より良い環境を子どもに提供できるよう対応していきたい。

## (2)「健康サポーター（仮称）制度の導入について

（宮坂町長）

次に議題の(2)「健康サポーター（仮称）制度の導入について」事務局から説明をお願いします。

（田中係長）

教育こども課健康サポート係の田中です。私からは、議題2の健康サポーター制度の導入について説明させていただきます。

制度の説明に先立ちまして、今年度、供用開始となりました町の健康運動施設、健康ステーション・健康フィールドの利用状況についてご説明いたします。

議題2、資料1の1ページをご覧ください。

開館の状況でございます。昨年5月10日の健康ステーション・健康フィールドの供用開始から、約9ヶ月が経ちました。この間、7月には東京オリンピックに伴う事前合宿の受け入れ、9月には新型コロナウイルス感染拡大防止のための県の休業要請に伴い、利用休止の期間がございましたが、12月末までの営業日数は166日間でございます。

施設の利用状況について、まず健康ステーションでございますが、コロナ禍のオープンとなり、当初は利用数がなかなか伸びない状況でありましたが、この後ご説明させていただきます、利用者登録数の増加に伴い、徐々にではございますが、利用者数が増えております。

直近の12月の欄でございますが、月の営業日数24日に対し、利用者数が454人、1日平均にしますと、約19人の利用がありました。期間中の集計ですが、12月末までの8ヶ月間で2,869人の方にご利用いただきました。1日平均にしますと、約17人でございます。

続いて健康フィールドです。営業日数は健康ステーションと同様です。人工芝の屋内運動場である屋内フィールドと、人工芝のフットサルコートと屋外フィールドで構成されていますが、屋内フィールドは主にトレーニングやレクリエーション、屋外フィールドは主にフットサルやサッカーにご利用いただいております。

12月までの間に、屋内フィールドが465人、屋外フィールドが1,549人、合計2,014人の方にご利用いただきました。季節的なものもあり、月によって利用者数にばらつきはありますが、1日の平均利用者数は約12人となっております。

裏面2ページをご覧ください。健康ステーションについては、利用にあたって事前の登録が必要になりますが、この登録の状況について、3でお示ししております。

まず、(1)が月別の登録状況でございます。12月末現在で町内在住・在勤の方が484人、町外の方が69人、合計553人の登録がありました。

(2)の登録者の内訳でございます。まず男女の内訳ですが、男性が250人で45%、女性が303人で55%となっております。年代の内訳につきましてはご覧のとおりですが、60代が全体の22%、70代が20%と、登録が多い状況でございます。

最後に4の利用拡大に向けた取組の状況でございます。

健康ステーション・健康フィールドともに、オープンしたことをご存じない、または、知ってはいなくても、どのような施設かご存じない方がまだまだいらっしゃる状況でございますので、まずは施設に足を運んでいただき、施設について知ってもらうため、各種取り組みを行っております。

まず健康ステーションですが、未登録の方を対象とした無料のマシン体験会を毎月2日行っております。職員がマシンの使い方を一通りご案内し、どのような施設か知っていただくことで、新規の登録に繋がっています。また、体の筋肉量などを知ることができる、体組成測定会などのイベントを

随時実施し、施設の利用促進を図っています。

健康フィールドにつきましても、施設の無料開放の実施や、人工芝の特性を活かした運動講座やサッカー教室等を開催しておりますが、今後も運動講座や定期的なイベントの企画開催に努め、施設の利用拡大につなげてまいりたいと思います。

次に、「下諏訪町健康サポーター制度」の導入についてでございます。

資料2-1をご覧ください。当町は平成30年に「健康スポーツ都市」を宣言し、町民の健康への意識の向上や生活習慣の改善を通じて、健康長寿のまちづくりに取り組んでおります。この取り組みをさらに推進するため、健康づくりの拠点である健康ステーション・健康フィールド等の施設運営や、健康運動講座の実施に、地域の皆さんにも加わっていただき充実を図るとともに、ご参加いただく皆さんにとっても、活躍の場にしていただくことを目的とし、健康サポーター制度を導入するものでございます。

まず、1の制度導入の目的でございますが、運動や健康づくり等に関する専門的な知識や経験をお持ちの方や、健康づくりに意欲的に取り組んでいる方等の地域人材に、健康運動施設の運営や、運動講座の開設に関わってもらい、施設におけるサービスの向上、講座メニューの充実を図り、施設利用者の拡大、運動講座の受講促進につなげることを主な目的としています。

また、町が実施する健康づくりに関する施策に、地域の皆さんにも参画していただくことで、住民参加型の取り組みとし、人と人とのつながりにより、町民全体の健康づくりに対する意識の向上を図るとともに、サポーターとして参加していただく皆さんにとって、ご自分の能力を活かした活躍の場としていただき、自分自身の健康づくりにもつなげていただければと考えております。

2の制度の概要、3の期待される効果につきましては、資料2-2の制度のイメージを使ってご説明したいと思います。

サポーターとして活動することを希望する方につきましては、まずは教育委員会が適否を判断したうえで登録をさせていただきます。

該当となる方でございますが、まず一番目に、インストラクターやスポーツ関係者、教育現場に関わっていた方など、資格をお持ちの方、知識や経験をお持ちの方、二番目にご自分でトレーニングに励んでいらっしゃる方や、町の運動講座を受講されている方等、資格等をお持ちでなくても、健康づくりに関心を持ち、サポーターの活動に意欲のある方でございます。

次に、具体的なサポーターの役割でございますが、大きく分けて2つを想定しております。まず一つ目に、図の中央の最上段ですが、教育委員会が開催する運動講座の講師でございます。当係には健康運動指導士の資格を持つ職員が2名おり、現在、町で開催している運動講座の多くは、この2人が講座の企画をするとともに、講師を務めておりますが、様々な知識、経験をお持ちの皆さんにサポーターとして加わっていただき指導に当たっていただくことで、講座の種類のバリエーションが広がるとともに、開催頻度を増やすことができるようになって考えております。

もう一つが、図の中央の中段および下段ですが、施設運営の補助や、運動講座・イベント開催の補助でございます。具体的には、健康ステーションで毎月行っているマシン体験会のサポートや、健康フィールドで行う無料開放のサポートなど施設運営の補助、健康運動指導士が講師を務める運動講座の補助などでございます。

いずれも、現在実施している事業において想定しているサポーターの役割ですが、今後の事業内容によっては、この他に新たに協力をお願いする役割も生じるものと考えております。

この制度の運用により、健康ステーションや健康フィールドの利便性や、運動講座への満足度を高め、施設の利用拡大、講座への参加促進を図るとともに、様々な皆さんの関わりにより健康づくりの取り組みを進めることで、人と人との交流や、皆さんの生きがい作りに結び付け、町民の皆さんの心身の健康に発展させることができれはと考えております。

最後に4の今後のスケジュールでございます。なお、こちらの制度につきましては、施設の供用開始後、施設の利用状況・利用者ニーズ等を参考に制度の詳細を決定し、令和3年度中に本格運用



を開始する予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、当初の予定通り施設が稼働できない状況等あり、この時期の導入となりました。

今後ですが、3月の中旬には制度について周知し、サポーターへの登録希望者向けの説明会・施設見学会を行ったうえで、中旬には申込みの受付を開始します。資料には3月1日施行とございますが、施行日は4月1日に変更になりましたので、実際の制度運用、サポーター活動の実施は令和4年度4月からとなります。

健康サポーター制度のご説明については、以上でございます。

(宮坂町長)

ただいま説明がありました「健康サポーター（仮称）制度の導入について」、皆様よりご意見をお伺いしたいと思います。

(河西職務代理)

この制度については、町民の健康維持を目的に実施される事業だと思いますが、対象は健康ステーション、健康フィールドを利用する会員が対象となるのでしょうか。

(田中係長)

健康ステーション及び健康フィールドが拠点的な施設でありまして、そこを中心とした運動講座について、サポートをお願いしながら展開を図っていかないと考えております。

(河西職務代理)

体育館利用者等も対象にしていく狙いはありますか。

(田中係長)

現段階では健康ステーション、健康フィールド等を含み健康スポーツゾーンを中心として考えております。

(河西職務代理)

普段、施設を利用している人がメインの対象者となると思うが、個人の体力等に応じたものが提供できればいいと思う。定期的に個人のフィジカルをチェックし、お薦めの講座等を紹介できれば、そういう取り組みができればよいのではないかと考える。自分に必要な講座だと思えば皆行こうかなど考えるのではないのでしょうか。

そうやって、町民の健康増進に協力できるようなものになり、高齢者の健康維持、医療費の抑制に繋がればと思います。

(田中係長)

筋肉量等が測定できる体組成計があり、測定会を今年度実施しています。フィジカル、コンディションがどうか聞いた上で、課題及びトレーニング方法が適切か確認することができます。サポーター制度の中で、そういった知識をもった方にもご協力できる部分があると考えますので、参考とさせていただきたいと思います。

(宮坂町長)

健康ポイントの付与等、特定検診の受診率を上げる取り組みをさせていただいていますが、継続して運動することでポイント付与という項目もあり、また、先程の説明の中にありました、施設登録者の年齢層は50～70代のパーセンテージが高いということもあり、高齢者等の健康増進、健康維持に繋がっていくと考える。

(網野委員)

保健センターの保健師からレクチャーと繋げながら、この制度を実施していければと思う。組織の横の繋がりを踏まえて行っていただければよいのではないかと。災害時も、健康は重要であり、様々な面で広く見ていくと、皆繋がっているのでないかと考えます。

(藤澤委員)

サポーターの人数は何人を想定していますか。

(田中係長)

専門的な知識をお持ちの方をお願いすることを考えておりますが、具体的に何人とは想定しておりません。

(藤澤委員)

予算の範囲内で謝礼を支給することができるとなっているが、講座1回いくらということですか。

(田中係長)

講座の講師をお勤めいただいた場合と、サポートを行っていただいた場合に、謝礼をお支払いしたいと考えております。

(藤澤委員)

やりがいに繋がると思うので、お願いします。

(宮坂町長)

長くやりがいを持って続けていただくためにも、そういったことは必要と思います。

(林委員)

地域で行うご当地検定試験というものがあるが、下諏訪の健康検定試験等はいかがか。講座、トレーニング等に参加するきっかけのひとつとしてそういった取り組みも考えられるのでは。

(宮坂町長)

そういったものが目安、ひとつのステータスになったりすれば、お互いに良い形になったりすると思う。

新たにスタートをさせる制度と住民参加型ということで、皆さんで健康長寿の町を作りませんかという事業になっていくと思う。軌道に乗っていけばご提案いただいたように、様々な繋がりを持って広げていければと思います。お気づきの点があればご提言いただき、良い形で展開していきたい。ありがとうございました。

### (3)「成人年齢引き下げに伴う成人式のあり方について

(宮坂町長)

次に議題の(3)「成人年齢引き下げに伴う成人式のあり方について」、事務局から説明をお願いします。

(岩波係長)

それでは、議題3「成人年齢引き下げに伴う成人式のあり方」について、ご説明いたします。添付資料の「議題3資料」をお開きください。

まず、「1令和4年成人式の実施結果」について、ご報告いたします。

令和4年1月9日(日)に開催いたしました、「令和4年成人式」につきましても、お忙しい中を御出席いただき、ありがとうございました。開催日の直前から、新型コロナウイルス再拡大の兆しが見え始め、計画どおりに実施するか、縮小等すべきかを課内で協議する中で、当初の予定どおり開催することとし、結果、無事に成人を迎えた皆さんを祝福し、また激励することができました。

「(5)出席者数」をご覧ください。当日の成人者の出席者数は150人でございました。ご案内をお送りした人数が203人ですので、出席率は73.9%となります。

「(6)成人スタッフ」は20名にご協力をいただきました。例年、成人の詞を1名の方をお願いしており、希望者がいない年もある中で、本年は3名の方がご希望され、調整後、当日は2名の方に成人の詞を述べていただきました。

「(7)その他」ですが、一つ目のロビー内の混雑を分散させる意味と、コロナ禍から来賓者を絞った中でも成人者をお祝いする意味から、下諏訪町社会福祉協議会で募集した折鶴を飾り付けるとともに、当町の観光マスコットにも参加いただきました。

二つ目、昨年度の令和3年成人式は、コロナ禍により一旦5月に延期したものの、一向に落ち着かない中で中止とせざるを得なかったことを顧みて、最悪の事態となっても延期や中止をせず、その日に何かしらの式典を開催したいと考え、ユーチューブによる同時配信を行えるよう準備するとと

もに、案内及びQRコードを成人者に通知し、実施をいたしました。当日の視聴回数は約60回、2月28日まで視聴可能としたアーカイブ動画は、本日現在、約460回の視聴回数で、オンライン配信は大いに効果があることがわかりました。

「(8)対応と課題」について、でございますが、最後、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス再拡大の兆しが見え始めている中での開催となったことから、同時配信する都合上、参加が必須である成人スタッフには、感染予防を特に徹底するよう通知したり、検温係の人数を増やしたり、大声を出しての注意ができないことから、プラカード形式で防止対策の周知を図ったり、また陽性者が出たときの備えとして、出席者に着席番号を記入し提出いただくことで座席位置の把握をするなど、考えつく感染拡大防止措置を実施いたしました。しかしながら、徹底しきれなかった部分が見られたことで、課題が残ると同時に、感染拡大防止対策の難しさを感じました。以上、簡単ではございますが、令和4年成人式の報告とさせていただきます。

続きまして、令和4年4月1日より、成人年齢が18歳に引き下げられることに伴う、当町の対応について、ご説明いたします。

ページをおめくりいただき、「2成人年齢引き下げに伴う令和5年以降の成人式の検討経過」をご覧ください。

本検討は、平成30年に民法が改正、公布され、「成年」となる年齢が「18歳」に引き下げられるとともに、令和4年4月1日から施行するとされたことに併せ、開始したものでございます。

「(1)アンケートによる意向調査」を、「ア」の平成31年成人式に出席された新成人の皆さん及び「イ」の総合文化センターのご利用者に対し実施した結果、「ア」の新成人の方、「イ」の文化センター利用者共に「20歳が適当」とする声が大多数を占めました。

3ページをご覧ください。アンケート結果を基にご協議いただいた、「(2)」、令和2年2月10日開催の総合教育会議において、「18歳で成人式を行っても問題ないのでは。」とするご意見があった一方で、「(3)」の社会教育委員会でもあるように、18歳は「受験とかすぐクワサワサしている」や「忙しい時期」であることを心配するご意見が出されました。

これらアンケート及びご意見を踏まえ、「(4)方向性の取りまとめ」をご覧ください。式典を、「20歳」を迎えた方を対象に、例年どおり「成人の日の前日」に開催することを、一つの方向性として位置づけました。

「3. 令和3年度における検討」をご覧ください。20歳を対象とした際に、従来どおりの「成人式」という名称はふさわしくないと考え、成人式の名称に変わる新たな名称について、「二十歳を祝う会」を仮称とすることとしたところでございます。

その一方で、住民の方より、改正民法にのっとり「18歳で成人式をやるべきだ」とのご意見や、これから成人を迎える住民より、「進路選択の大事な時期であるから20歳で成人式を開催してほしい」とのご要望が相次いで寄せられました。

また近隣市町村では、これから成人を迎える年代を対象にアンケートを実施することで、成人年齢引き下げ後の成人式のあり方について方針を決定していることから、当町においても、改めて意見を聞く必要があると考え、アンケートを実施することといたしました。

4ページをご覧ください。「(1)令和5年以降に実施する成人式のあり方についてのアンケート」は、一つ目の丸、改正民法の施行と同時に成人となられる20歳から19歳の方及びこれから成人を迎える18歳から17歳の方を対象に、二つ目の丸、令和4年2月1日(火)から実施しております。

三つ目の丸、回答方法は、ながの電子申請サービスの回答フォームから回答することとし、アクセスするためのQRコードを町ホームページに掲載しております。またアンケートの実施及びアクセスするQRコードについては、2月4日(金)に開催された、町長の定例記者会見において、報道各社へ発表をさせていただき、新聞紙上に掲載をされました。

7ページをご覧ください。

「1」として、年齢又は関係についてお聞きし、「2」として、町の検討案である、「20歳を迎えた方を対象とした、「二十歳を祝う会（仮称）」を、例年どおり「成人の日」の前日に開催することに対する賛否をお聞きいたします。「2」の回答を踏まえ、町の検討案から変えた方がよいと考える点について、対象年齢、名称、開催時期等を「3」でお聞きいたします。「4」及び「5」については、今後、式典を企画する上での参考とするため、お聞きするものでございます。4ページにお戻りください。

「(2)近隣市町村の方針」については、全市町村とも20歳を対象に、諏訪市以外は1月に開催するとの方針でございます。諏訪市については、1月開催から5月のゴールデンウィーク中の開催へと時期を変更するとのことでございます。また原村とともに、変更後の名称も固まっているようでございます。

20歳を対象に1月に開催するとの方針は、全国的に見ても大多数派となっております。「(3)国による全国市町村の対応調査」をご覧ください。

本調査結果数値は、令和4年1月に成年年齢引き下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議 成人式の時期や在り方等に関する分科会が公表した「成年年齢引き下げ後の成人式の実施に関するフォローアップ調査」によるもので、《式典出席対象とする年齢の方針》を決定した市町村数は984市町村で、その内20歳を対象とするのは、932市町村、割合では94.7%を占めます。18歳としたのは2市町で、0.2%、19歳はございませんでした。

20歳又は21歳とした理由については、受験と重なること、それに伴う出席者の減少への懸念が主な回答となっております。18歳とした理由については、民法の規定にのっとってとなっております。

5ページの《実施時期の方針》では、回答市町村数981市町村の内、成人の日を“含む”3連休中に開催するとしたのは745市町村、割合で75.9%を占め、「成人の日」に合わせることによるものが主な理由となっております。次に多いのが、成人の日を含む3連休“以外”の1月開催で、135市町村となっており、両者を足した880市町村、89.7%が1月中に開催するとしております。

続きまして、「(4)今後のスケジュール」について、でございますが、先ほどご説明いたしましたアンケートの回答は、令和4年3月22日（火）までとなっております。アンケート結果を踏まえ、最終方針案を検討、作成し、4月の定例教育委員会でお諮りいただきたいと考えております。その後、町長のご決裁をいただき、6月の町長の定例記者会見で最終方針を公表する予定でございます。

なお、5ページの最下段に、開催時期を変更する場合のイメージとして、ゴールデンウィーク中にずらした場合を例として記載させていただきました。この場合、準備期間中に年度の切替えを迎えることから、成人スタッフ、担当課共にドタバタしないか気になるところではあります。

6ページは参考として、民法の規定、国による成年年齢引き下げに伴う成人式の在り方の考え方を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

（宮坂町長）

只今、説明がありましたなかで、18歳で実施することの課題等も含めまして皆様よりご意見、お考えをお伺いしたいと思います。

（藤澤委員）

成人となる方々が自身で成人式のスタッフをしたりと、大事なことだと思う。18歳では受験を控えているということを踏まえると、やはり20歳で成人を祝う会ができればと考えます。

（網野委員）

やはり20歳で行うのが良いと考えるが、近隣市町村と足並みを揃えて実施していければ良いと思う。

(林委員)

法的には18歳で成人となりますが、本人達が成人を迎える心構え等を考えると、従来どおり20歳というところがいいのではないのでしょうか。

(河西職務代理)

20歳で成人という文化は大事にしていきたい。また、18歳では受験等あり難しいと思います。20歳で自覚を持ってもらう方が良くはないか。

(宮坂町長)

長く、20歳で成人式という形をとってきており定着している。ひとつの節目ということを使うと、法的な定めに合わせてなくても良いのではないかと考える。また、諏訪圏域の皆さんが集まることを考えると下諏訪町だけ18歳で実施するというわけにもいかないのではないかと考える。

委員の皆さんのご意見を尊重しながら、4月の教育委員会でお諮りさせていただきたいと思いません。

ご意見、ありがとうございました。

#### (4) その他

(宮坂町長)

その他、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

(林委員)

子ども達の通学路の安全について、子ども達を物理的に守る取り組みをお願いしたいと思います。

また、PTAの在り方について、町としての方針を示していただければと思います。小中学校のPTAについては、子どもの人数も少なくなってきており存続が危うく逼迫している状態です。お仕事をしながら会長、委員等を行うことは厳しく、毎年の事業を繰り返すのがやっとの状況です。

(松崎教育長)

学校からPTAに求めるニーズはなにか。何がPTAに必要でどういった組織があればいいのかということ等、今後の在り方を検討する時期にきていると考えれば、学校も一緒になって今後の方向性を検討していくことも。また、教育委員会から方針を示すということは難しいが、一緒になって考えることはできると思う。

(宮坂町長)

通学路については、狭隘な道路が多いこともあり物理的に広げることが難しい状況です。また、ゾーン30についても30キロの規制を守っていない車もある。表示をしっかりと、速度を抑制することを啓発しています。また、物理的な改善ができる箇所も1カ所ではあるが検討がついてきたところであり、通学路の安全についてもしっかりと対応していきたいと考えております。

本日、委員の皆さんからいただきました様々な貴重なご意見につきましては、今後の教育行政の参考とさせていただきます。

以上で、本日予定していた議事は全て終了となりますので、ここで座長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

#### 5 閉会

(樫尾課長)

皆様におかれましては、慎重なご審議、大変ありがとうございました。

本日いただきましたご提案やご意見につきましては、各係で検討させていただきたいと思いません。それでは、以上をもちまして、令和3年度総合教育会議を閉会といたします。

ありがとうございました。